学術研究支援総合センター共同利用スペース使用申請書

　　年　　月　　日

学術研究支援総合センター長　殿

　別添「学術研究支援総合センター共同利用スペース使用の遵守事項」を遵守することを確約の上、学術研究支援総合センター共同利用スペースの使用を申請します。

|  |  |
| --- | --- |
| 使用責任者 | 所属・役職：氏　　　名： |
| 連絡担当者 | 所属・役職：氏　　　名：電　　　話：E-mail：緊急連絡先： |
| 使用者※書ききれない場合は、別紙に記入の上、提出してください。 | 所属・役職：氏　　　名： |
| 所属・役職：氏　　　名： |
| 所属・役職：氏　　　名： |
| 所属・役職：氏　　　名： |
| 所属・役職：氏　　　名： |
| 使用目的（該当するものに☑）　共同利用スペース使用要項第3条□(1)共同利用設備の設置・共同利用　□(2)運営委員会承認の大型研究□(3)運営委員会承認のプロジェクト□(4)センター長が適当と認めたもの | ※(1)を選択した場合は当該共同利用設備の名称、（2）･(3)の場合は当該運営委員会承認日及びその大型研究・プロジェクトの名称並びに(4)の場合は使用目的の概要及び使用料等を支払う財源（財源が外部資金であるときは当該資金の配分を受ける期間及び使用期間中に配分を受ける金額を含む。）を本欄に記入すること。　 |
| 使用期間 |  |
| 希望する共同利用スペース |  |

（平成29年12月4日学術研究支援総合センター長決定、令和3年3月9日一部改正）

学術研究支援総合センター共同利用スペース使用の遵守事項

（平成29年12月4日学術研究支援総合センター長決定）

国立大学法人東京農工大学学術研究支援総合センター共同利用スペース使用要項（以下「要項」という。）第12条に基づき、共同利用スペース使用の遵守事項に関し、必要な事項を定める。

（定義）

※学術研究支援総合センター（以下「センター」という。）

※共同利用スペース（以下「本物件」という。）

（使用責任者の責務）

* 使用責任者は、以下に記載する事項のほか、東京農工大学が定める規定等を遵守するとともに、使用者にも同様に遵守させなければならない。

（使用申請）

* 要項第5条に規定する使用申請は、センター長が別に定める学術研究支援総合センター共同利用スペース使用申請書により行わなければならない。

（本物件の返還）

* 本物件の返還は、使用期間終了日又はセンターが指定する期日までに行わなければならない。

（経費の負担）

* 使用責任者又は使用者は、本物件の借り受けに際し次に掲げる費用を負担しなければならない。

（1）使用料

（2）光熱水料

（3）通信運搬費

（4）照明灯等その他使用責任者又は使用者の日常使用に起因する補修に係る費用

（5）本物件の返還に要する費用

（6）その他使用者責任者の負担すべき経費

（経費の支払い時期）

* 経費の支払いは、センターの指定する期日までに支払わなければならない。

（本物件の保全義務）

* 本物件は、申請時の用途又は目的において貸し付けるものであり、使用責任者は、善良なる管理者の注意義務をもって維持保存しなければならない。
* 本物件の基本構造部分の修繕はセンターの費用と責任において行い、前項の維持保存のため通常必要とする修繕費その他経費は、すべて使用責任者の負担とする。

（借り受け上の制限）

* 使用責任者は、本物件を申請時の用途又は目的以外に供してはならない。
* 使用責任者は、本物件を他の者に転貸してはならない。
* 使用責任者は、本物件について、修繕、模様替えその他行為をしようとするとき又は使用計画を変更しようとするときは、事前に書面をもってセンターの承認を受けなければならない。

（搬入器材等の申告）

* 使用責任者は、本物件に、搬入器材等がある場合は、その名称、数量等を事前にセンターに申告しなければならない。

（毒物・劇物及び一般薬品の申告）

* 使用責任者は、本物件にて、毒物・劇物及び一般薬品を取り扱う場合には、その名称、数量等を事前にセンターに申告し、大学所定のルールにより管理しなければならない。

（廃棄物の処理）

* 本物件にて、発生した廃棄物・廃液等については、大学所定のルールにより、使用責任者の責任において処理しなければならない。

（安全確保）

* 使用責任者は、実験機材や薬品の管理、使用に十分注意し、万が一事故等が発生した場合は、速やかに担当部署（勤務時間内）又は守衛室（勤務時間外）に通報しなければならない。

（秘密情報の守秘義務）

* 使用責任者は、使用者に学外者が含まれる場合は、必要に応じて秘密保持契約を結ばなければならない。

（原状回復）

* センターが本物件の貸付けを取り消したとき又は貸付期間が満了したときは、使用責任者は自己の負担で、センターの指定する期日までに本物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、別の定めをした場合においては、この限りではない。

（損害賠償）

* 使用責任者は、その責に帰する事由により、本物件の全部又は一部を滅失又は毀損したときは、当該滅失又は毀損による本物件の損害額に相当する金額を損害賠償としてセンターに支払わなければならない。ただし、前項により本物件を原状に回復した場合はこの限りではない。

（実地調査等）

* センターは、本物件について、随時に実地調査を行い、その際にセンターから報告を求められた場合は、使用責任者はその求めに応じなければならない。

附　則（平成29年12月4日）

この遵守事項は、平成29年12月4日から施行し、平成29年12月1日から適用する。

附　則（令和3年3月9日）

この遵守事項は、令和3年3月9日から施行する。